

## 1. Press Releases/Topics

### 「清流の国ぎふ 食と農の商談会2024」 開催のお知らせ

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室

当行は、岐阜県および岐阜県JAグループとの共同開催にて、2024年7月9日(火)に「清流の国ぎふ 食と農の商談会 2024」を開催します。この商談会は、岐阜県内の農産物生産者および食品加工業者の方に、ニーズが明確なバイヤーとの個別商談の場を提供するものです。つきましては、個別商談を希望される農林漁業者さまや食品事業者さまを募集いたします。

#### 記

名 称	清流の国ぎふ 食と農の商談会 2024
バイヤー名	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 岐阜県名産販売株式会社</li> <li>2. GIFTS PREMIUM</li> <li>3. 株式会社 KOMPEITO</li> <li>4. ジェイアール東海フードサービス株式会社</li> <li>5. 株式会社ジェイアール東海ホテルズ</li> <li>6. 株式会社 JR 東海リテイリング・プラス</li> <li>7. 東海旅客鉄道株式会社</li> <li>8. 名古屋ステーション開発株式会社</li> <li>9. 株式会社阪急阪神百貨店</li> <li>10. 株式会社名鉄ミライト</li> <li>11. LINE ヤフー株式会社</li> </ol>
開催日	2024年7月9日(火)11:00~16:00(予定)
開催場所	じゅうろくプラザ 大会議室(5階)
募集対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>①岐阜県産の農畜産物(生鮮品)を取り扱う事業者</li> <li>②岐阜県内に本社を有する、食品製造業者</li> </ol>
開催方法	個別商談会形式 ※上記 11 バイヤーによる同一会場での一斉個別商談会となります。
募集期限	2024年5月17日(金)
ニ ー ズ	十六銀行ホームページ内「ご案内チラシ」にてご確認ください。
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイヤー企業さまが募集するニーズ情報をもとにサプライヤー企業さまがエントリーを行う逆見本市型商談会です。</li> <li>・バイヤー企業さまによる書類選考を行い、通過したサプライヤー企業さまと1対1の個別商談を行います。</li> </ul>
参加費	無料
申込方法	十六銀行ホームページよりお申込みください。
詳 細	十六銀行ホームページ 【URL】 <a href="https://www.juroku.co.jp/seminar/_2024.html">https://www.juroku.co.jp/seminar/_2024.html</a>

以上

#### 【お問い合わせ先】

十六銀行 地域創生部 地域創生グループ

担当/清水 TEL:080-7557-7156 E-mail:tsimizul7@juroku.co.jp

西松 TEL:080-7222-5329 E-mail:rnisimatul6@juroku.co.jp

## 当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「無料相談会」5月の相談日をお知らせします。  
※相談方法は電話相談とZoom(オンライン)相談となります。  
※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

### (1) 法律相談会

日程		相談方法
渡辺弁護士 お1人さま20分	5月7日(火) 14:00~15:20	・Zoom相談 【推奨】 ・電話相談 ※どちらか選択
	5月14日(火) 14:00~15:20	
	5月20日(月) 14:00~15:20	
	5月28日(火) 14:00~15:20	
山口弁護士 お1人さま30分	5月7日(火) 13:30~15:00	・電話相談
	5月14日(火) 13:30~15:00	
	5月21日(火) 13:30~15:00	
	5月28日(火) 13:30~15:00	

### (2) 税務相談会

日程		相談方法
小野税理士 お1人さま30分	5月1日(水) 13:00~16:00	・電話相談
	5月2日(木) 13:00~16:00	
	5月8日(水) 13:00~16:00	
	5月9日(木) 13:00~16:00	
	5月15日(水) 13:00~16:00	
	5月16日(木) 13:00~16:00	

## 2. 公的機関情報

### 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

概要	中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。
予算額	総額 3,000 億円(令和 8 年度までの国庫債務負担含む)
補助上限額	50 億円(補助率 1/3 以内)
補助事業期間	交付決定日から最長で令和 8 年 12 月末まで
補助対象者	中堅・中小企業(常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社等) ※単体ベース
補助事業の要件	① 投資額 10 億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ② 賃上げ要件(補助事業の終了後 3 年間の対象事業に関わる従業員等 1 人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近 5 年間の最低賃金の年平均上昇率以上)
補助対象経費	建物費(拠点新設・増築等)、機械装置費(器具・備品費含む)、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限り。なお、土地代は対象外。
公募締切	令和 6 年 4 月 30 日(火) 17 時厳守
申請方法	補助金申請システム jGrants (J グランツ) にて申請 ※申請には「G ビズ ID プライムアカウント」が必要です。G ビズ ID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 ※アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めに ID を取得してください。
詳細申請方法	中堅・中小成長投資補助金事務局ホームページ 【URL】 <a href="https://seichotoushi-hojo.jp/">https://seichotoushi-hojo.jp/</a>

## 中小企業省力化投資補助金

概要	IoT やロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。
補助対象者	人手不足の状態にある中小企業等
補助対象	補助対象としてカタログに登録された製品等
補助上限額	従業員数 5 名以下:200 万円(300 万円) 従業員数 6~20 名:500 万円(750 万円) 従業員数 21 名以上:1,000 万円(1,500 万円) ※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ
補助率	1/2 以下
製品カテゴリ	A.清掃ロボット B.配膳ロボット C.自動倉庫 D.検品・仕分システム E.無人搬送車(AGV・AMR) F.スチームコンプレッションオープン G.券売機 H.自動チェックイン機 I.自動精算機
申請時期	未定 (2024 年 4 月 9 日時点)
詳細申請方法	中小企業省力化投資補助金専用ホームページ 【URL】 <a href="https://shoryokuka.smrj.go.jp/">https://shoryokuka.smrj.go.jp/</a>

## 令和 5 年度補正 SHIFT 事業(工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)

概要	①CO2 削減計画策定支援 年間 CO2 排出量 50t 以上 3,000t 未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO2 排出量削減余地の診断および「CO2 削減計画」の策定を支援 ②省 CO2 型設備更新支援 「CO2 削減計画」に基づく設備更新を支援
応募要件	①年間 CO2 排出量 50t 以上 3,000t 未満の工場・事業場を保有する中小企業等 ②年間 CO2 排出量 50t 以上の工場・事業場に対して CO2 削減計画を策定済みである事業者
補助率	①補助率 3/4、補助上限額は支援内容により 50~100 万円 ②【標準事業】補助率 1/3、補助上限額 1 億円 【大規模電化・燃料転換事業】補助率 1/3、補助上限額 5 億円 【中小企業事業】CO2削減量比例型補助:補助上限額 0.5 億円
公募期限	①令和 6 年 5 月 31 日(金) ②第一次:令和 6 年 4 月 30 日(火) 第二次:令和 6 年 5 月 31 日(金)
詳細申請方法	SHIFT 事業専用ホームページ 【URL】 <a href="https://shift.env.go.jp/">https://shift.env.go.jp/</a>

## IT 導入補助金 2024

補助対象ツール	対象となる IT ツール(ソフトウェア、サービス等)は事前に事務局の審査を受け、補助金 HP に公開(登録)されているものとなります。 ※複数社連携 IT 導入枠を除く																																							
補助額 補助率 補助対象経費	<table border="1"> <tr> <th>枠</th> <th colspan="2">通常枠</th> <th colspan="2">セキュリティ対策推進枠</th> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td colspan="2">5万円～150万円未満</td> <td colspan="2">150万円～450万円以下</td> </tr> <tr> <td>機能要件</td> <td colspan="2">1プロセス以上</td> <td colspan="2">4プロセス以上</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td colspan="2">1/2以内</td> <td colspan="2">1/2以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td colspan="2">ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費</td> <td colspan="2">サービス利用料(最大2年分)</td> </tr> </table>					枠	通常枠		セキュリティ対策推進枠		補助額	5万円～150万円未満		150万円～450万円以下		機能要件	1プロセス以上		4プロセス以上		補助率	1/2以内		1/2以内		対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費		サービス利用料(最大2年分)											
	枠	通常枠		セキュリティ対策推進枠																																				
補助額	5万円～150万円未満		150万円～450万円以下																																					
機能要件	1プロセス以上		4プロセス以上																																					
補助率	1/2以内		1/2以内																																					
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費		サービス利用料(最大2年分)																																					
<table border="1"> <tr> <th>枠</th> <th colspan="3">インボイス枠</th> <th colspan="2">複数社連携 IT 導入枠</th> </tr> <tr> <td>類型</td> <td colspan="3">インボイス対応類型</td> <td colspan="2">電子取引類型</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td colspan="2">ITツール (下限なし)～350万円 内、～50万円部分</td> <td>PC・タブレット等 ～10万円</td> <td>レジ・券売機 ～20万円</td> <td>ITツール (下限なし)～350万円</td> </tr> <tr> <td>機能要件</td> <td>会計・受発注・決済のうち1機能以上</td> <td>会計・受発注・決済のうち2機能以上</td> <td>左記ITツールの使用に資するもの</td> <td colspan="2">インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4以内 ※小規模事業者は4/5</td> <td>2/3以内</td> <td>1/2以内</td> <td colspan="2">中小企業・小規模事業者等:2/3以内 その他の事業者等:1/2以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td colspan="3">ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費</td> <td>クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする</td> <td>ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費</td> </tr> </table>					枠	インボイス枠			複数社連携 IT 導入枠		類型	インボイス対応類型			電子取引類型		補助額	ITツール (下限なし)～350万円 内、～50万円部分		PC・タブレット等 ～10万円	レジ・券売機 ～20万円	ITツール (下限なし)～350万円	機能要件	会計・受発注・決済のうち1機能以上	会計・受発注・決済のうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの	インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの		補助率	3/4以内 ※小規模事業者は4/5	2/3以内	1/2以内	中小企業・小規模事業者等:2/3以内 その他の事業者等:1/2以内		対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費			クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費
枠	インボイス枠			複数社連携 IT 導入枠																																				
類型	インボイス対応類型			電子取引類型																																				
補助額	ITツール (下限なし)～350万円 内、～50万円部分		PC・タブレット等 ～10万円	レジ・券売機 ～20万円	ITツール (下限なし)～350万円																																			
機能要件	会計・受発注・決済のうち1機能以上	会計・受発注・決済のうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの	インボイス制度に対応した受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有するもの																																				
補助率	3/4以内 ※小規模事業者は4/5	2/3以内	1/2以内	中小企業・小規模事業者等:2/3以内 その他の事業者等:1/2以内																																				
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費			クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費																																			
申請締切	(公募要領から引用) <b>【通常枠】【セキュリティ対策推進枠】</b> (3次締切分)2024年5月20日(月)17:00 <b>【インボイス枠(インボイス対応類型)】</b> (5次締切分)2024年5月20日(月)17:00 <b>【インボイス枠(電子取引類型)】</b> (3次締切分)2024年5月20日(月) <b>【複数社連携 IT 導入枠】:</b> (2次締切分)2024年6月19日(水)17:00																																							
詳細申請方法	IT 導入補助金ホームページ <b>【URL】</b> <a href="https://it-shien.smrj.go.jp/">https://it-shien.smrj.go.jp/</a>																																							

## 岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金

補助事業者	<p>【省エネ設備導入事業】 省エネルギー診断の結果に基づき、省エネ設備の新規導入・更新を行う岐阜県内の中小企業等</p> <p>【再エネ設備導入事業】 岐阜県内に所在する施設等に、初期費用ゼロで整備するオンサイト PPA モデルまたはリースモデルにより太陽光発電設備及び定置用蓄電池を導入する事業者</p>
補助金額	<p>【省エネ設備導入事業】 補助率:3分の1以内</p> <p>【再エネ設備導入事業】 太陽光発電設備 :1kWあたり2.5万円 定置用蓄電池(業務・産業用):蓄電容量1kWhあたり2.65万円 定置用蓄電池(家庭用) :蓄電容量1kWhあたり2.35万円</p>
補助上限額	<p>上限:10,000千円 下限: 300千円(省エネ設備導入事業のみ)</p>
募集期限	令和6年4月26日(金曜日)まで
詳細申請方法	<p>岐阜県ホームページ 【URL】 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/354963.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/354963.html</a></p>

## 【岐阜県】令和6年度伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金

補助対象事業	<p>大学・試験研究機関等が保有する技術シーズや企業が有する特許等のうち他社にライセンス契約などの形で開放する意思のある特許等(開放特許等)を活用し、生産工程の自動化・高度化、新製品の試作開発等を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試作ステージ:技術シーズや開放特許等の実用性を検証するための試作開発等を行う事業</li> <li>・実装ステージ:技術シーズや開放特許等を現場実装するための設備導入や周辺技術開発等を行う事業</li> </ul>
補助対象者	岐阜県内中小企業、その他知事が適当と認める団体
補助率及び補助限度額	<p>(1)試作ステージ 補助率:2分の1以内 上限額:1,000千円 (2)実装ステージ 補助率:2分の1以内 上限額:10,000千円</p>
補助対象経費	機器導入や試作にかかる経費:機械装置費、設備等開発費(大学等への研究委託費・特許実施許諾料含む)、評価検査費
募集期限	令和6年5月7日(火曜日)17時15分(必着)
詳細申請方法	<p>岐阜県ホームページ 【URL】 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/349177.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/349177.html</a></p>

## 岐阜県 DX 人材確保事業費補助金

概要	DX人材を受け入れる岐阜県内の事業所が負担する経費の一部を岐阜県が補助します。			
補助事業者	<p>(1)次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 岐阜県内に本社若しくは本部又は本社機能若しくは本部機能の全部又は一部を有する法人</p> <p>イ 岐阜県内に営業所を有する個人事業者</p> <p>(2)次のいずれにも該当する者</p> <p>ア DX 人材を岐阜県内の事業所において雇用し、又は副業・兼業人材として従事させること。</p> <p>イ 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受付がなされていること。</p> <p>ウ 県税に係る未納の徴収金がないこと。</p> <p>エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。</p>			
補助事業	(1)DX 人材獲得事業 ※移籍を伴うもの		(2)DX 人材活用事業 ※副業・兼業人材等	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料</li> <li>※直近の勤務先において、岐阜県外の事業所で勤務している人材に限る。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料</li> <li>・DX 人材活用に係る報酬・委託料</li> </ul>	
補助上限額	DX 中核人材	DX 実務人材	DX 中核人材	DX 実務人材
	200 万円／人	100 万円／人	100 万円／人	50 万円／人
補助率	補助対象経費の1/2以内			
受付締切	<p>令和7年2月28日(金)</p> <p>※ DX 人材の従事開始日の5日前までに申請書を提出。</p> <p>※同一年度に申請できるのは補助事業ごとに、1事業者1名まで。</p>			
詳細申請方法	<p>岐阜県ホームページ</p> <p>【URL】 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/212895.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/212895.html</a></p>			

## 岐阜県高齢福祉施設エネルギーコスト削減推進事業費補助金

概要	高齢福祉施設の燃料費の高騰による施設の負担軽減などを図るため、法人が実施する省エネルギー効果の高い設備への更新費用に対して補助します。
対象施設	①特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設 又は介護医療院 ②認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)
補助率 補助上限額	①補助率:1/2 ・補助上限額 200 万円(下限額 30 万円) ②補助率:1/2 ・補助上限額 100 万円(下限額 30 万円)
対象事業	下記の省エネルギー効果の高い設備に更新する事業 ※詳細は交付要綱等を必ずご確認ください 1.空調・換気設備(エアコン、換気装置(熱交換型)、温風暖房機等) 2.LED 照明設備(既存設備を LED 照明設備へ更新する場合のみ) 3.冷蔵・冷凍設備(冷蔵・冷凍庫等) 4.恒温設備(冷却水循環装置、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ) 5.熱電併給設備(高効率コージェネレーション) 6.電気制御設備(変圧器、産業用モータ) 7.窓(複層ガラス、真空ガラス、サッシ)
受付期限	令和6年9月30日(月)必着
詳細 申込方法	岐阜県ホームページ 【URL】 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/255169.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/255169.html</a>

## 【愛知県】ロボット未活用領域導入検証補助金

概要	ロボット導入の前段階として、事前検証に要する費用を補助します。
補助対象者	「あいちロボット産業クラスター推進協議会」に加入している中小企業者等、大企業、大学、研究機関、その他団体
補助率	中小企業者等:2/3 以内、大企業他:1/2 以内
補助限度額	500 万円以下
対象分野	(製造・物流) 食品製造業や窯業における産業用ロボット等の活用や、ピッキング・搬送ロボットの活用による物流の自動化 (医療・介護) 介護ロボット(移動・移乗・排泄支援、見守り、コミュニケーション)やリハビリ支援ロボットの活用 (空モビリティ) 荷物搬送やインフラ点検業務におけるドローンの活用 (業務用サービスロボット) 自動配送ロボット、案内・コミュニケーション・警備ロボットの活用
公募期限	令和6年6月14日(金)
詳細 申込方法	愛知県ホームページ 【URL】 <a href="https://www.pref.aichi.jp/press-release/robohojo2024.html">https://www.pref.aichi.jp/press-release/robohojo2024.html</a>



### 3. 経営教室

#### 国際税務教室

#### CRSに基づく金融口座情報の自動的情報交換制度の現状

国際的な租税回避や脱税に対抗するには、税務当局が納税義務者に係る国外の情報を入手する必要があります。そのため、各国が国外の情報を双方向的に交換する事が求められます。その際、効率的な情報交換が行われるよう、OECD が国際基準（共通報告基準- CRS：Common Reporting Standard 以下、「CRS」とします）を策定しています。現在、この CRS に基づく非居住者の金融口座情報（以下、「CRS 情報」とします）の交換を自動的に行うといった制度に、100 カ国を超える国が参加し、各国の税務当局は、原則として毎年 9 月末までに前年末時点の CRS 情報を交換するといった運用がなされています。

直近の国税庁の公表（※）によると、約 253 万件に及ぶ日本の居住者に係る（日本国外の）金融口座情報が 95 か国・地域から受領されています。その内訳をみると、個人口座が約 250 万件・残高 10.9 兆円。法人口座約 3 万件・残高 5.5 兆円となっています。他方、日本の非居住者（外国居住者）に係る（日本国内の）金融口座情報は、約 53 万件について 78 か国・地域の国税当局へ提供されています。

受領された情報は、海外への資産隠しや国際的租税回避行為等への適切な対応のため、課税庁において、時系列の動向分析や、国外送金調書、国際財産調書、財産債務調書といった、法定される告知書・調書制度や、既に保有されている情報と併せて分析された上で、税務上問題があると見込まれる者に対して税務調査が実施されるなど、税務コンプライアンスの向上に活用されています。（※）令和 4 年事務年度 租税条約に基づく情報交換実績の概要（令和 6 年 1 月 国税庁）

#### 国内税務教室

#### 残価設定ローンと残価設定リース、減価償却の違い

2023 年より、三菱 UFJ 銀行が残価設定型住宅ローン（※1）の取り扱いを開始し「住宅ローンに残価設定？」と驚かれた人も多かったことと思われます。

今回は、事業用資産の導入に際し、最近では残価設定ローンや残価設定リースを利用する事例が多く見られますが、その場合の「減価償却」の計算に焦点を当ててみます。

例えば 300 万円の車を 5 年ローンで購入する場合で、5 年後の残価（買取補償額）が 120 万円とすると、毎月の支払額は  $(300 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円}) \div 60 \text{ 回} = 3 \text{ 万円}$  となります。ここで問題になるのは減価償却にあたり残価部分が対象になるかどうかです。結論から書くと、残価を差し引いた 180 万円ではなく、300 万円をベースに減価償却を計算することになります。これは残価設定月にローン目的物を買取ることが原則と考えられるからです。

一方で、よく似たもので残価設定リースというものもあります。例えば 300 万円の車を 5 年リースにより取得する場合で、5 年後の残価が 120 万円とすると、毎月の支払額は  $(300 \text{ 万円} - 120 \text{ 万円}) \div 60 \text{ 回} = 3 \text{ 万円}$  となります。ここまではローンの場合と同じですが、減価償却の計算はローンの場合と異なり、残価を差し引いた 180 万円をベースに減価償却を計算することになります（法令 48 の 21 六）。これはローンの場合と異なり、リース期間終了後はリース会社にリース目的物を返却することが原則と考えられるからです。

（※1）三菱 UFJ 銀行の残価設定型住宅ローンでは、残価設定月以降、リバースモーゲージ型住宅ローンに移行し、死亡時には物件を処分・一括返済する仕組みになっています。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

## <MEMO>

**編集・連絡先:**

**十六銀行**

**ソリューション営業部**

**(058-266-2664)**

**愛知営業本部**

**(052-961-8761)**

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。